杉 並 X 幼 稚 袁 教 育 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出

提出者 杉並区長 山

田

宏

杉 並 X 杉 幼 並 稚 X 幼 袁 教 稚 袁 育 職 教 員 育 の 職 給 員 与 の に 給 関 与 す に 関 る 条 す 例 る 条 $\overline{}$ 平 例 成 の + _ 部 年 を 杉 改 並 正 す X 条 る 条 例 第 例 + 八 号 の 部

次のように改正する。

第 九 条 第 四 項 中 L١ う。 _ の 下 に \neg 第 + 条 第 五 項 及 び _ を 加 え る

第 + 条 第 Ξ 頂 中 \neg 除 < _ の 下 に \neg 以 下 割 振 1) 変 更 前 の 正 規 の 勤 務 時 間 を 超 え て

L

を

た 勤 務 の 時 間 _ لح 61 う _ を 加 え 同 条 に 次 の 項 を 加 え る

5 て 教 正 規 育 委 の 員 勤 会 務 規 時 則 間 で を 超 定 え め て る も L た の を 勤 除 務 < 週 以 休 下 日 こ に の お 項 け に る お 勤 務 11 て の う 同 ち じ 人 $\overline{}$ 事 委 の 時 員 間 会 لح の 割 承 振 認 を IJ 変 得

更 前 の 正 規 の 勤 務 時 間 を 超 え て し た 勤 務 の 時 間 لح の 合 計 が 箇 月 に つ 11 て 六 + 時 間 を 超

5 え ず た 職 勤 員 務 に は 時 間 そ の に 六 つ + き 時 第 間 を 超 え 条 て に 勤 規 務 定 L す た る 全 勤 時 務 間 に 対 時 間 L 当 て た 1) 前 各 の 給 項 与 の 規 額 に 定 次 に の か 各 か 号 わ

に 掲 げ る 時 間 の \overline{X} 分 に 応 じ て 当 + 該 各 号 に 定 め る 割 合 を 乗 じ て 得 た 額 を 超 過 勤 務 手 当 لح

て支給する。

正 規 の 勤 務 時 間 を 超 え て し た 勤 務 の 時 間 百 分 の 百 五 + そ の 時 間 が 午 後 + 時 か 5

翌 日 の 午 前 五 時 ま で の 間 で あ る 場 合 は 百 分 の 百 七 + 五 $\overline{}$

割 振 IJ 変 更 前 の 正 規 の 勤 務 時 間 を 超 え て U た 勤 務 の 時 間 百 分 の 五 +

第 _ + _ 条 中 _ 及 び 第 Ξ 項 を ¬ , 第 Ξ 項 及 び 第 五 項 _ に 改 め る。

第 ± + 条 第 二 項 中 ¬ 七 千 九 百 円 を _ 五 千 九 百 円 _ に 改 め る。

附則

こ の 条 例 は 平 成 + = 年 兀 月 — 日 か 5 施 行 す る。

(提案理由)

労 働 基 準 法 の 部 が 改 正 さ れ た こ と に 伴 い 幼 稚 袁 教 育 職 員 の 月 六 + 時 間 を 超 え る 超 過

勤 務 に 係 る 超 過 勤 務 手 当 の 支 給 割 合 を 改 定 す る 等 の 必 要 が あ る。

略 :	第二十条 略	(超過勤務手当)	によって計算する。	日数を差し引いた日数を基礎として日割り	及び第二十三条第一項において同じ。)の	に規定する週休日をいう。 第二十条第五項	日(勤務時間条例第五条及び第六条第一項	給料額は、その給与期間の現日数から週休	末日まで支給するとき以外のときは、その	支給するとき以外のとき、又は給与期間の	給する場合であって、給与期間の初日から	4 第一項又は第二項の規定により給料を支	2 及び 3 略	第九条 略	新条例
略 :	第二十条 略	(超過勤務手当)	によって計算する。	日数を差し引いた日数を基礎として日割り	第二十三条第一項において同じ。)の	に規定する週休日をいう。	日(勤務時間条例第五条及び第六条第一項	給料額は、その給与期間の現日数から週休	末日まで支給するとき以外のときは、その	支給するとき以外のとき、又は給与期間の	給する場合であって、給与期間の初日から	4 第一項又は第二項の規定により給料を支	2 及び3 略	第九条略	旧条

杉並区幼稚園

教育

職員

の給与に

関する条例

の 一

部

を改正する条例

新 旧

対照表

間 間 過 給 則 員 定 さ 勤 め 員 **ത** 第 前 会 与 に に 務 勤 範 の で れ 5 規 井 + لح は ょ た 時 務 額 正 定 人 れ _ 事 1) 手 則 内 に L١ 規 め 日 間 た 当 で 百 条 う 委 当 正 に 条 で の る لح 定 人 分 に 勤 時 員 該 規 勤 例 週 め 事 の 規 間 会 間 務 正 の 務 第 て る 委 定 に 時 を 規 勤 時 五 の の 割 + す 支 員 つ 間 除 承 の 務 間 条 正 給 合 会 五 る < 認 勤 条 規 11 を 畤 **ത** 超 す を の か 勤 て を 務 間 例 規 0 乗 5 務 え 以 得 時 を る 承 第 定 勤 じ 下 認 百 て て 間 割 六 に 務 て を 分 時 時 L 教 に 1) 条 ょ 時 得 得 の 間 間 た 割 育 相 振 第 1) 間 当 当 週 て 五 に 勤 振 委 5 を た 額 教 + た つ 務 1) 員 す れ 項 休 超 ま き 会 え 育 1) 変 る た 日 を 0 **ത** 超 委 で の 時 更 規 時 職 規 لح て

> 則 間 員 定 さ 勤 め 畤 に に 務 5 間 で れ 人 は ょ 時 条 定 た れ 事 1) \Box 間 め た 例 当 委 に 条 第 る 正 該 規 週 Ξ 時 員 勤 例 会 間 条 間 正 の 務 第 を の 規 勤 時 五 の の 承 務 間 条 正 規 除 の < 認 勤 時 条 規 定 の 間 規 を 務 例 0 に 得 時 を 第 定 勤 ょ 間 に て 割 六 務 IJ 教 に 1) 条 ょ 時 あ 育 相 振 第 1) 間 5 当 委 5 调 を か す れ 頂 じ 員 休 超 会 る た え \Box め **ത**

> > 規

時

職

規

لح

て

定

畤

間

条

例

第

 \equiv

条

の

規

定

に

ょ

1)

あ

5

か

じ

め

定

過 員 給 **ത** 第 会 与 勤 範 務 規 井 十 額 手 則 内 に 当 百 条 で で لح 定 人 分 に 規 L め 事 の て る 委 定 に 支 + 割 員 す つ 給 合 会 五 る 11 す を て 0 か 勤 る 乗 承 5 務 じ 認 百 て を 分 時 時 得 得 の 間 間 当 た て 五 に 額 教 + た つ ま き を 育 1) 委 で 超 0

4

5 4

正

規

の

勤

務

時

間

を

超

え

て

し

た

勤

務

週

休

略

以

下

の

項

に

お

l1

て

同

じ

の

時

間

لح

割

振

得

て

教

育

委

員

会

規

則

で

定

め

る

も

の

を

除

<

日

に

お

け

る

勤

務

の

う

5

人

事

委

員

会

0

承

認

を

略

間 該 て 務 1) に に 条 各 次 か 勤 変 を Θ 号 超 時 の に か 務 更 各 規 間 に わ し え 前 定 号 定 5 لح た た の す ず め に 全 職 の 正 る 掲 る 時 員 合 規 割 げ 勤 勤 間 に 計 の は 合 る 務 務 に が 勤 を 時 対 務 乗 間 時 そ 筃 時 時 し じ 間 間 て 月 間 の の 当 て \overline{X} 六 に に を 得 分 た つ + つ 超 前 た に IJ き 各 時 L١ え 間 額 \odot 項 応 て て 第 を じ 給 の を 六 し 超 与 規 超 + た て +額 え 過 定 時 勤

一| 勤 務 手 正 لح L て 時 支 給 す る 超 し 時

間 は か 5 翌 規 百 分 日 分 の の の 勤 午 務 百 五 前 五 十 間 五 時 を ま そ え で の 時 て の 間 間 で が た あ 午 勤 る 後 務 場 + の 合 時

て L 割 た 振 百 1) 勤 変 務 の 更 百 前 時 間 の 正 百 規 分 の の 勤 五 務 + 時 間 を 超 え

の

七

+

項 + 第 Ξ 条 項 及 第 び + 第 九 五 条 項 第 並 _ び 項 に 前 第 条 + に 規 条 定 第 す

第

勤

務

時

間

当

た

IJ

の

給

与

額

の

算

出

額 る 及 勤 び 務 人 事 時 委 間 員 当 会 た の 1) 承 の 認 給 を 与 得 額 て は 教 育 給 委 料 員 の 会 月

額

及

び

人

る

勤

務

_

第 $\overline{}$ 項 勤 及 + 務 び 第 条 時 \equiv 間 当 第 + た 九 IJ 条 の 第 給 与 _ 項 額 の 第 算

出

+

条

第

事 時 間項 委 当 員 会 た の 1) 承 の 認 給 並 を 与 び に 得 額 前 て は 教 条 給 育 に 委 料 規 員 の 定 会 月 す

じ る る 員 得 か 規 に 乗 数 者 会 た 規 た 5 じ 則 を も 規 時 に 同 定 で 乗 間 す あ の 則 頂 そ 定 じ つ で で に に る の め て て 除 定 人 規 勤 額 る 得 は め 事 手 し 定 務 を た て る 委 す 時 勤 当 日 額 そ 得 員 る 間 務 の た 슾 0 **ത** 勤 に 畤 月 ح 額 額 数 の 務 五 間 額 す を + 条 に 承 時 の る 当 乗 次 認 間 例 合 該 の じ を を を 第 計 各 各 た 得 五 乗 \equiv 額 号 号 も 条 て で じ に に に の 教 除 た 第 + 定 掲 を も 育 し げ 減 委 め て の 項 を

及 び 略

第 Ξ + 条 略

義

務

教

育

等

教

員

特

別

手

九 百 義 円 務 を 教 超 育 え 等 な 教 員 11 範 特 拼 別 内 手 当 で の 職 月 額 務 の は 級 及 五

2

の 別 に 応 じ て 人 事 委 員 会 の 承 認 を 得 て

号

給

 $\overline{}$

再

任

用

職

員

に

あ

つ

て

は

職

務

の

級

び

千

教 育 委 員 会 規 則 で 定 め る

3

略

る じ 員 得 か に 乗 規 者 た 会 た 規 じ 則 5 規 に も 時 同 定 で 則 間 す あ の 頂 そ 定 つ で で に に る め の 規 て 除 定 人 勤 額 る は 手 L め 事 定 務 を て る 委 す 時 勤 当 そ 得 日 員 る 間 務 の の た の 会 勤 時 月 に 額 額 数 の 務 五 間 額 + に を 承 時 条 の 当 次 乗 間 合 認 例 該 の じ を を を 第 計 各 各 た 得 五 乗 Ξ 額 号 じ 号 も て で 条 に に に の 教 除 た 第 + 定 掲 を も 育 し げ め 減 委 て の 頂 を

及 び 略 る

数

を

乗

じ

て

得

た

額

لح

す

る

義 務 教 育 等 教 員 特 別 手

第 \equiv + 条 略

2 号 九 教 の 別 給 百 育 義 委 に $\overline{}$ 円 務 再 員 応 を 教 会 じ 任 超 育 規 等 て 用 え 則 職 な 教 で 人 員 11 員 定 事 に 特 範 め 委 あ 囲 別 つ る 員 内 手 当 会 て で は の の 職 承 月 認 職 務 額 を 務 の は 得 の 級 級 及 七 て 7*)*× 千

略

3